

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>三芳富士見線</p>	<p>路線名</p>
<p>富士見市大字鶴馬字山室前一七九六番五地先から同市山室一丁目一三三九番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年四月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一〇四・二二メートル</p>	<p>備考  道路法第二十四条に基づく承認工事による。  平成二十七年一月三十日付け川越県土整備事務所長告示第一号で告示した道路区域の供用開始である。</p>